

平成16年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成16年9月22日
午前9時30分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
観光産業課長	田口好夫	都市整備課長	藤本宗司
都市整備課参事	西田哲也	建設課参事	今西弘至
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
 - 日程 2. 厚生常任委員長報告について
 - 日程 3. 総務常任委員長報告について
 - 日程 4. 都市基盤整備特別委員長報告について
 - 日程 5. 決算審査特別委員長報告について
 - 日程 6. 各常任委員会の先進地視察について
 - 日程 7. 議会運営委員会の先進地視察について
 - 日程 8. 都市基盤整備特別委員会の先進地視察について
 - 日程 9. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
 - 日程 10. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
 - 追加日程 1. 発議第 5号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例について
 - 追加日程 2. 発議第 6号 郵政民営化に関する意見書について
 - 追加日程 3. 陳情第 3号 「陳情書」について
 - 追加日程 4. 要請第 4号 「抗議・要請文」について
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従って議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。16番、中川委員長。

○建設水道常任委員長（中川靖広君） それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月13日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります。議案第34号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員からは、隣接する区域で他の工事も予定されていることから、工事に際しては住民の方の通行に支障が生じないように、よく連絡を取り合っ
て進めるようにとの意見がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）、理事者より説明を受け、委員から特段の質疑はありませんでしたが、当委員会として満場一致で承認すべきものといたしました。

次に、認定第10号 町道認定についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員からは、今回認定する路線に関連する私道の関係について、どういった状況にあるのかとの質問には、関係地権者の方には声をかけさせていただいておりますが、これまでの経緯もあり、今すぐには難しい状況にあるとのことですが、十分に声かけして、町道となれるように努めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり認定すべきものとしたしました。

続いて、継続審査事案であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、県が施工する流域下水道事業の8月末の進捗状況は、中継ポンプ場の電気設備が75%、機械設備が94%であり、竜田川幹線管渠工事のシールド工事は88%であり、すべて順調に進められている。

町の公共下水道事業の進捗状況については、6月議会で議決をいただいた工事、5月に発注した工事とも、それぞれ予定の工期での完成を目指し、順調に作業が進められている。

次に、供用開始に向けての準備については、供用開始に向け、関係機関との協議等を具体的に進めている状況にあるとの説明がありました。

委員より質問をお受けしたところ、集中浄化槽の施設が道路に埋設されている場所があると聞かすが、この施設の処理についてはどう考えているのかとの質問には、当該浄化槽は地元が管理されているものでありますから、地元で汲み取り、清掃、処分をして、埋めていただくこととなりますとの答弁がありました。

本件については、説明を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

続いて、各課報告事項といたしまして、1、平成16年度一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会所管に関するものについて、2、町営住宅入居者の募集について、3、道路整備5カ年計画の進捗について、それぞれ担当課より説明を受け、委員からは若干の質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。本件については、当委員会として了承をしたということで終わりました。

次に、その他といたしまして、1つ、目安大和川堤防の天端コンクリートのずれについて、1つ、法隆寺南住宅の雨水排水調査について、1つ、委員会での質問に対する取り組みについて、1つ、県道天理斑鳩線について、1つ、国道168号線、竜田大橋の右折レーン確保について、1つ、公共下水道事業の平成22年度末での完成までの計画について、1つ、県浄化センターの完成にかかる供用開始の関係について、1つ、いきいきファームの現状について、1つ、大和川と竜田川の合流点での道路改良についての質疑があり、理事者よりそれぞれ一定の答弁がなされております。

以上が、当委員会における審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、公共下水道事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

また、当委員会所管事務について、先進地視察を計画し、計画書を議長に提出しております。いずれも議員各位のご理解を賜りますようお願いし、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員会の審査結果について報告いたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月14日、全委員の出席もとに委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議から付託を受けました議案第28号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、特段の質疑はありませんでしたので、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第30号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、委員より、保育料の徴収に関する階層別の数値を知りたいとのことでありましたので、理事者より資料が提出されたところであります。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第31号 斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、特段の質疑はありませんでしたので、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第33号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、特段の質疑はありませんでしたので、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきも

のといたしました。

続いて、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の2議案について内容が関連することから、一括で議題とし、質疑をお受けしたところ、ごみ収集車は、工事などで道路が通行出来ない場合、迂回をすることになるが、そうした情報の連絡はきっちりと出来ているのかとの質問があり、理事者からは、前もって担当課より連絡があり、それを収集の現場にも通知しており、事前に迂回路等の検討を行っているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、いずれの議案についても満場一致で了承すべきものといたしました。

次に、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、前回委員会同様、少し時間をいただく中で、早期建設に向け取り組みを進めている状況です。建設用地の選定などがまとまりましたら、委員会にご報告申し上げ、対応を図ってまいりたいとの説明でありました。

質疑をお受けしたところ、特段の質疑はありませんでしたので、本件については一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項といたしまして、平成16年度一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会所管に関するものについて、それぞれ担当課より説明を受けました。委員より若干の質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。本件については、当委員会として了承をしたということで終わりました。

なお、理事者より、ふれあい交流センターの町内利用者の促進のため、入場料の見直しを検討していることについて、及び河合町で発生した小中学校の集団食中毒に係る町の対応について、それぞれ報告がありました。

次に、その他といたしまして、委員より、1つ、人間ドックの受診について、2つ、国民健康保険の被保険者証の個人カードについて、3つ、次世代育成支援計画における若者の雇用問題について、4つ、大規模災害時の被災者への生活資金の貸し付け制度について、5つ、竜田公園のホームレスへの対応についてなど質疑がありましたが、それぞれ理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります主な審査の概要であります。詳

細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、(仮称)総合福祉会館整備計画について、及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

また、当委員会所管事務について、先進地視察を計画し、計画書を議長に提出しております。いずれも議員各位の理解を賜りたいと思います。

以上で、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(浅井正八君) 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長(松田 正君) 総務常任委員長の松田でございます。

総務常任委員会が本会議から付託を受けました議案第29号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例のほか5事案について、9月15日の会議において審査をいたしましたので、その概要と結論について報告をいたします。

まず、付議事案から報告をします。

議案第29号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。議案書に添付されています要旨に基づき、所管課長から提案説明を受けたところではありますが、委員から格別の質疑もなく、総務常任委員会としては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,322万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,889万円とするもので、その主な補正内容につきましては、初日の町長総括提案説明の中で詳細に述べられており、あらかじめ所管の委員会に属する事項につきましては、理解が得られているとの前提に立って、委員からあえて質問がありました。歳出、土木費の道路新設改良費1億523万7,000円の補正予算を計上しているが、これは龍田西8丁目地内の用地取得にかかわるものと理解しているが、その詳細についての説明が求められた上で、この種取り扱いについては、その対応と経緯についての的確な説明に心がけるよう要請をされました。理事者側もこの要請を理解し、委員会は議案第32号について、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第37号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更について、議案第38号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更については、新庄町と當麻町が合併し、I城市として発足することに伴う措置であり、一括議案として取り扱い、原案どおり可決すべきものとされました。

次に、請願第1号 郵政事業の民営化に反対を求める決議の意見書提出に関する請願についてであります。

まず、請願書について、議会事務局より内容の朗読を求め、続いて本請願書の紹介議員から説明を受け、各委員の意見討論を受けるという形で審査を進めることになりました。本請願の説明に当たって紹介議員からは、「特に意見書の内容にこだわる気持ちは持っていないので、委員会で検討の上、必要なら修正してもらってもいいというので、意見書が提出出来るよう配慮をお願いしたい」という発言がありました。

委員会では、これらの発言、請願の趣旨と内容、意見書などについて率直な意見を交わす中で、請願が議会に提出されたのが8月20日、本会議付託を受けて総務常任委員会が審議事項として議題としたのが9月15日で、その間25日間もの時間差が生じており、その間に郵政民営化をめぐる政府の動きは激しく、9月10日には郵政民営化に関する基本方針が閣議決定され、今後、具体策が講じられていく状況にあるということなどをどのように判断するかがこの請願の取り扱いを審査する上での焦点となるとの共通の認識に立ち、委員会審議を中断し、別室でその取り扱いについて協議することにいたしました。

別室での協議は、郵政事業が真に全国の地域住民の公平な生活条件と利便性を確保されるものでなければならないという各委員の熱い思いを互いに尊重し合い、譲り合う精神で協議を続け、紹介議員、請願者の意向も確かめながら意見書の内容について調整することにいたしました。

その結果、別紙のとおり追加事案としてお願いしています「郵政民営化に関する意見書」に示す内容で合意し、委員会としてもこの内容を確認することが出来ましたので、総務常任委員の連名により意見書を提出し、本会議で採択を求めることになりましたので、ご理解とご協力、ご賛同をお願いする次第であります。

そこで、請願の取り扱いについて申し述べておきたいと思います。

意見書の内容確認が出来、本会議提出の手続がとられることによって、請願はどのように取り扱われることになるのか、採択となるのか不採択となるのかということについて議論となりましたが、最終的には本会議で意見書が可決された場合は請願の一部趣旨採択と解され、この場合の請願の取り扱いはみなし採択として処理することが適当ということになりました。

以上のとおり別室協議の内容と結論を再開後の委員会で正式に確認し、了解を得て、請願第1号についての審査を終えることといたしました。

次に、継続審査事案としています斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。史跡中宮寺池の発掘調査の結果並びに法隆寺裏山の発掘調査で火葬墓が発見されたことなどが、写真を示しながら報告説明がありました。詳細は議事録を参照願ひ、報告は割愛させていただきます。

各課報告としては、1、投票日における投票開始サイレン吹鳴の廃止について、2、電子投票のデモにおけるアンケート調査について、3、斑鳩町立町民プールの利用状況について、4、河合町小中学校における食中毒事件と当町の対応について、5、下司田池の訴訟についてなどの状況が報告されましたが、時間的な制約があつて質疑などが行われず、報告を聞きおくことにとどめ、当日の委員会審議を終えることといたしましたので、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（浅井正八君） 次に、日程4、都市基盤整備特別委員長報告について、都市基盤整備特別委員長の審査結果報告を求めます。8番、坂口委員長。

○都市基盤整備特別委員長（坂口 徹君） それでは、定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月15日、全委員出席のもと、委員会を開催いたしましたので、その審査の結果と概要をご報告申し上げます。

まず初めに、本会議から付託を受けました議案第35号 大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の変更についてを議題とし、理事者より説明を受けました。

駅東側の踏切の拡幅について、踏切拡幅に要する事業費が明らかになり、工事に要する費用を総額14億2,829万6,000円に変更することになり、年度区分についても、平成16年度の2線2面化変更工事に併せて踏切工事が発注される必要があることから、16年度実施分として3億1,779万円に変更するものである。

なお、工事協定の増額変更に伴い、法隆寺駅自由通路の新設及び橋上駅舎化事業に関するJRとの基本協定書について、総額概算事業費を当初の20億6,200万円から20億9,900万円に合わせて変更する手続を行うこととしているとの説明がありました。

質疑をお受けしたところ、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

本件についてお諮りしたところ、委員会としては満場一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、継続審査案件であります都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明がありました。

稲葉車瀬区間については、農地地権者に対する買収単価を提示するための説明会を9月15日、稲葉車瀬集会所で実施させていただきたく、説明会の後、個別に交渉等に入っていただくことになるが、早期に買収出来るよう町としても地権者の方や国とも調整していきたいと考えている。

また、建物の所有者に対する補償の積算にはしばらく時間を要することから、算出後に各地権者へ個別に補償額の提示などの交渉に入らせていただきたい。

次に、モデル区間について、ボランティアサポートプログラムによるボランティア活動といたしまして、8月25日、9月10日に、定期活動として清掃活動を行っていただきました。

次に、昭和橋の右折レーン設置工事について、昭和橋の奈良方面行きの右折車両による渋滞の緩和のために、橋を一部拡幅し、右折車線を設けると共に、交差点手前のカーブを緩やかにし、歩道の整備も行うという目的で3月に発注されていますが、現在、休止中であります。近日中に再開するべく工程の調整をされているところであります。橋梁部分の工事は、出水期が終わった11月初旬から着手されることになっています。土工部分については、9月中には再開されると聞いております。

次に、三室交差点東側の鬼坂部分の1軒について、その代替用地としての条件整理として、今議会において、道路用地として公社用地の買い戻しのための補正予算、そして当該部分の町道認定についてお願いをしておられ、議決をいただければ、直ちに当該者の補償額の提示等、買収のための手続を進め、買収後には国より当該土地の使用許可を受

けまして、狹隘部の町道改良を行っていきたいと考えているとの報告がありました。

質疑をお受けしたところ、委員より、右折レーンの工事は平成16年度中に完成するのかの質問があり、16年度内に完了する予定と聞いているとの答弁でした。

次に、法隆寺線についてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明がありました。

前回委員会で報告した、服部道と区画整理区域の間の家屋は、取り壊し作業を実施されている。今週中には終わる予定と聞いている。

また、隣接する倉庫について、現在補償額を算定しているところで、算定後、早期に契約を行い、服部道から区画整理区域の間の舗装や植栽等、表面の工事を実施してまいりたいと考えている。

未買収の用地については、事業に対して反対という方と現在も交渉をさせていただいている。事業に対して協力をしていこうということについては、もう少し時間をいただきたいと伺っている。何とか近いうちに決めていただけるよう、調整を図ってまいりたいと考えております、との報告がありました。

本件については、委員より特段の質疑はありませんでした。

次に、その他路線についてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明がありました。

法隆寺門前線については、法隆寺南大門前の工事が8月31日に完了したことから、法隆寺門前東側広場部分の整備に先立ち、現在発掘調査にかかっているところである。この調査も10月中には終わる予定と聞いており、11月頃から広場整備に着手したいと考えている。

なお、地元や法隆寺と整備計画をもとに調整を行っているところである、との報告がありました。

本件については、委員より特段の質疑はありませんでした。

以上、都市計画道路の整備促進に関することについては、それぞれ委員会として了承をしたということで審査を終えております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、担当参事から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明がありました。

駅周辺整備の状況について、前回委員会以降において特に報告させていただく事項はないが、駅舎自由通路の意匠等について検討(案)を提示するようにとの意見をいただ

いており、本日の委員会に何らかの資料をと考えていた。JRに指示し調整を図ったところ、現時点では資料が整っておらず、出来るだけ早く委員会に検討案を示せるよう調整してまいりたいと考えている。

次に、周辺道路計画の関係について、種々ご指摘いただいております、新家地区におけるアクセス道路の関係や、北口におけるJR廃線用地の道路計画、北口広場から北方面への町道の拡幅等、指摘事項を踏まえた中で関係地権者と十分調整させていただき、理解を得る中で、地域の住民の方々にとって利用しやすい、安全性にも配慮した整備を検討していきたいと考えている、との報告がありました。

質疑をお受けしたところ、委員より、誰もが利用しやすい斑鳩らしい駅舎の整備と聞いているが、斑鳩らしいとはどういったものを考えているのかとの質問があり、意匠に関することと思いますが、瓦をはじめ、法隆寺の卍崩しやエンタシスの回廊など、そういったものが斑鳩らしさになってくるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、廃線敷地を利用した道路計画の状況について質問があり、整備をしていくことになりませんが、交互交通にすべきなどの指摘をいただいております、そういったことも含めて検討中であるとの答弁でした。

また、駅舎の工事中は、駅の利用はどうなるのかという住民の不安の声を聞くがどのような周知方法を考えているのかとの質問には、ホームページ等を活用していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員からは、駅東側の踏切について、交渉の中で出来るだけ車道を広げていただき、拡幅で施工される自歩道と車道の区別がはっきりわかるように施工してもらいたいとの意見がありました。

本件については、説明を受け、委員会として了承したということで審査を終えております。

以上が、当委員会における審査の概要であります、詳細につきましては、会議録にまとめさせていただいておりますので、ご覧いただけますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会所管事務について、先進地視察を計画し、計画書を議長に提出しております。いずれも議員各位のご理解を賜りたいと思います。

これをもって都市基盤整備特別委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程5、決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。5番、森河委員長。

○決算審査特別委員長（森河昌之君） それでは、決算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

本会議から付託を受けました、平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についての他、5特別会計の認定の審査を行うため、9月8日、9日の2日間にわたり当委員会を開催いたしました。その内容と審査についてご報告をいたします。

審査に当たっては、まず初めに代表監査委員より決算審査意見書に基づく報告を受け、その報告に対しまして質疑を受けることといたしました。特段の質疑はございませんでした。

以上で、決算審査意見書に対する質疑を終え、続いて収入役より平成15年度斑鳩町一般会計及び各特別会計の決算概要について説明を受け、これに対する質疑をお受けしたところ、委員より、若干の質問があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上で決算概要説明の質疑を終え、一般会計から順次審査を行うことといたしました。

初めに、本会議から付託を受けました認定第4号、平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ることとし、第1款から各款ごとに説明を受け審査することといたしましたので、その概要につきまして申し上げます。

初めに、第1款、議会費では、若干の質疑がありましたが、事務局長より一定の答弁がされたところであります。

次に、第2款、総務費では、世界遺産登録10周年記念事業の成果についての質問には、この記念講演には多くの応募をいただき、関心の高さを感じた。これまで、法隆寺のバッハゾーンとしての風致景観が守られてきたことは非常に意義深いことであり、これを後世に引き継いでいくことが重要であると考えているとの答弁がありました。

その他に、コミュニティバスの運行について、出前講座の体制について、たばこ税についてなど委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

次に、第3款、民生費については、総合福社会館の建設には巨額の費用がかかり借金をすることになるが、公債費の返還についてはどう考えているのかとの質問には、財政状況は厳しいが、住民のニーズが高いことから、その必要性を考慮する中、事業を進めていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

その他に、老人福祉電話基本料金の助成について、人権問題職員研修の実施について、緊急通報装置の設置について、社会福祉法人サービス利用料の助成についてなど、委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、第4款、衛生費については、公害指導の実施について、どのようなものが発生しているかとの質問には、近隣の騒音や振動、悪臭などの苦情が主なものであるとの答弁がありました。また、粗大ごみのリクエスト収集について、必ず立ち会いが必要と聞いているが、もう少し簡略化出来ないかとの意見がありました。

その他にも、飼い猫の不妊手術の助成について、基本健康診査について、委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、第5款、農林水産業費では、鳥インフルエンザのその後について、ジャンボタニシの件について、委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第6款、商工費では、観光自動車駐車場のトイレが快適に使える状態にないと聞いているが、どう考えているのかとの質問に対し、トイレの改修は時期も考えないといけませんので、状況を十分見てまいりたいとの答弁がありました。

その他に、商工会に対する支援について、消費者相談の内容について、歴史街道散策ルートの維持管理で行った修理内容について、観光会館について、委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

次に、第7款、土木費では、国の事業に対し、町が予算を組んで費用を出すということは違法になると聞いているが、パークウェイの促進事業についてはそのおそれはないのかとの質問に、これは町が設置した、いかるがパークウェイ推進協議会の広報発行などの活動費用であり、道路法にいう負担金ではないので、違法にはならないとの答弁がありました。

その他に、法隆寺駅前のプランターの管理について、委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

次に、第8款、消防費では、県の防災ヘリコプターの運営に負担金を支出しているが、これまでに出勤されたことはあるのかとの質問に、防災訓練ではあるが、災害時にはないとの答弁がありました。

また、委員より、地区別防災訓練について、年3回と計画的にされているようだが、最近、台風などの被害が多いことから、より訓練の密度を高めていただきたいとの意見

がありました。

次に、第9款、教育費では、小中一貫教育の調査研究を進めているというが、どこまで進んでいるのかとの質問に、これまで10回の調査研究部会を開いている。その中から、より具体的に進めるため、部会を5つに分けて現在研究されているとの答弁がありました。

また、スクールカウンセラーは同じ方が来ているのかとの質問には、昨年、今年と同じ先生で、もし代わったとしても、記録が残っているので、指導の継続は出来ると考えているとの答弁がありました。

その他に、青少年野外活動センターの運営について、町民体育大会について、30人学級について、民族資料室の開設日について、外国人英語指導助手の設置について、パソコンを利用した授業について、学校図書専任司書について、学校プールの日除けについて、委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

第10款、災害復旧費、第11款、公債費、第12款予備費では、委員より特に質疑はありませんでした。

以上で歳出に対する質疑を打ち切り、次に、歳入全般について質疑をお受けしたところ、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされたところであります。

以上で、一般会計歳入歳出に対する質疑を終結いたしました。

続いて、認定第5号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、資格証の発行について質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

次に、認定第6号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、高額療養費の償還申請について、在宅酸素利用者について、質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

次に、認定第7号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第8号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、下水道料金の徴収について財政への影響が心配されるとの質問があり、当初の目的や趣旨を住民の方に十分理解していただく中、公共下水道の接続を促進し、使用料の増収を目指す努力が必要で、そのための啓発も重要と認識しているとの答弁がありました。

次に、認定第9号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員よりホームヘルプサービスの利用料について質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

以上、それぞれ特別会計の質疑を終了し、この後、委員会の意見集約を行うため休憩とし、再開後、認定第4号 平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については賛否の討論を必要とする申し出があり、討論を行うこととし、本件を認定することに反対の意見を求めましたところ、決算全体を見る中で、地方交付税、また町税が大きく減収となる中で、公債費は横ばい状態であり、このまま行くと、経常収支比率が平成18年度には100%を超えてしまうと予測されるが、財源について明確なものが見えてこない。緊縮財源を余儀なくされる中では、支出をいかに抑えていくかという点が重要である。

また、みんなのお金をより公平に使うという点から見ますと、特定の団体の集会に公費で数多くの職員を派遣していることについて、納得が出来ない。また、教育の分野では、子どもたちがより学びやすい環境整備の確立として、保護者からの要望も強い30人学級の実現や、子どもたちの活字離れを防ぐためにも、有効な専門の司書教諭の配置について、実現を図っていただくよう要望しておく。

今後、緊縮財政を余儀なくされる中、より少ない費用でいかに大きな効果を上げるか、住民参加と住民合意に向け、さらなる研究に取り組むようにとの反対意見が述べられました。

次に、本件を認定することに賛成の意見を求めたところ、決算の審査に当たり、最小のコストで最大限の効果を発揮することが出来たかなどに注目し、審議を行った。平成15年度の行政施策の成果は、町長の提案説明及び本決算審査特別委員会での説明でもあったが、概ね初期の目的どおり執行されたものとする。しかし、一部の取り組みには不十分さが感じられたが、相対的に、厳しい財政環境の中、住民の要請に応じて、住民福祉の向上を図るため、真剣に諸施策の推進に取り組まれてきたものとする。

地方を取り巻く環境は、地方分権社会の推進、三位一体の改革など大きく変化しており、地域における行政を自主的かつ総合的に担う地方団体の機能は、ますます重要なものとなってきている。このことから、社会経済の動向に即した機動的で弾力的な町行政の運営に引き続き努力されること。特に、その基盤となる財政運営には細心の注意が払われること。また、決算審査で各委員が指摘した内容が、今後の施策に生かされる

ことを強く要望して認定に賛成するというものでした。

本件については、賛否両論であり、採決の結果、当委員会としては賛成多数で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第5号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が、本会議より付託を受けました一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての当委員会での審査の概要と結果であります。詳しくは、後日会議録を作成し配布いたしますので、ご覧いただければ幸いです。

これをもって決算審査特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第28号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第28号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第29号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、議案第29号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

平成16年3月31日に交付された地方税制の改正に伴っての条例改正ということですが、斑鳩町では、平成17年度から生計同一の妻に対する非課税措置が廃止されることによって、1,900人を対象に、平成17年度では285万円、平成18年度では

570万円の負担増となります。

また、老年者控除が廃止されることによって、平成18年度では、1050人を対象に1,500万円の負担増です。一定所得のある方にそれなりの負担をしていただくことについては理解出来るのですが、税負担の公平の観点から見て、65歳以上で所得1,000万円以下の方に対し、一律に48万円の控除が削除されるという老年者控除の廃止は、低所得者層に対する負担が大きくなることから、公平になっていないということを申し上げます。

また、非課税世帯に対する影響はないものの、公的年金控除の見直しにより、所得の計算式が変わることで、所得税の課税最低減が下がり、住民税が新たに負担増となるだけでなく、制度改正された翌年度以降において、応能割のある国民健康保険料や所得段階別の介護保険料においても、保険料の段階が上がる世帯では、二重、三重の負担増となることから、低所得者層の高齢者にとって冷たい仕打ちであることを指摘いたします。

また、そもそもの問題として、さきの5月臨時議会でも反対討論の際にふれさせていただきましたが、今回の国の地方税制改正は、国から地方への財政削減の穴埋めとして、地方自治体と住民に新たな負担を強いるものであり、今回特に低所得の高齢者の暮らしをさらに追い詰めるものになっていることから、国で決まったから仕方がないとはせず、国に対しても意見を上げていくべきだと考え、住民の暮らしを守る立場から強く反対いたします。

以上、簡単ではありますが、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

- 議長（浅井正八君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。9番、浦野議員。
- 9番（浦野圭司君） それでは、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成とする立場で意見を述べます。

現下の経済、財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するため、あるべき税制の構築に向け、平成16年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、平成16年3月31日に交付されたことにより、改正されるものであります。

今回の改正では、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止として、近年、就業し、所

得を得る妻で所得割を納める妻が全国で834万人に及び、生計同一の妻については、幾ら所得を得ていても均等割が課税されず、税負担の不公平が生じていることを背景に、生計同一の妻に対する非課税措置を廃止すること。

また、老年者控除は、65歳以上の納税義務者で、合計所得金額が1,000万円以下である者に適用されますが、65歳以上の大部分に適用され、実質的に年齢のみを基準に高齢者を優遇する制度となっています。高齢者の状況は、健康状態、経済力等は個々それぞれに異なり多様であり、一口に論ずることが出来ないことから、現行の年齢だけで高齢者を別扱いとする制度は見直しをする必要があるのではと指摘もされてきました。

このような状況にあって、老年者控除の廃止及び生計同一の妻に対する非課税措置の廃止は、税負担の公平性を図る観点から見て妥当なものと考えております。なお、生計同一の妻については、17年度から段階的に実施することなど、実施についても納税者に配慮されたものとなっております。

私は、ただいま述べました理由により、このたび条例改正について賛成するものであります。皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本案について賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 賛成多数であります。よって議案第29号については、賛成多数で可決されました。

続いて、議案第30号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第30号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第31号 斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第31号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第32号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第33号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第34号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第34号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第35号 大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第36号 奈良縣市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第37号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第37号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第38号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第38号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって承認第8号については、満場一致で承認いたしました。

続いて、認定第4号 平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) それでは、認定第4号、平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算を認定することにつきまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、問題点について述べていきたいと思えます。

15年度行われました住民基本台帳ネットワークシステムの導入につきまして、費用

としては967万6,697円という多額の費用がかかっております。その時点で、国の補助が、国から言われこのシステムを導入し、国の補助が一体幾らあるのかという私の質問に、行政側としては答えられないというような状況が当時ございました。結局、15年度の決算を終えたところで、国から交付税の算入をされましたのが、301万7,000ということで、結局町は、15年度に666万円という費用をこの住基ネットシステムにかけたわけです。ところが、この15年の4月から、先月、16年の8月までの間にICカードを申請されて交付を受けられた方というのは、58名しかいらっしゃいません。というような現状がございます。

今後は、既に磁気カードでパゴちゃんカードというのを発行しておりますが、これもICカードが先に見える中で二重投資ではないかというような私たちの意見を、町としては無視をする形で、磁気カードの方を施行をまずやりましたが、今後はこのパゴちゃんカードですらお持ちでない多くの住民の方、そしてこのICカード、どういうふうに整合性を保っていくのかということが、非常に今後の行政の課題であるというふうに考えてます。

また、小集落地区改良事業につきましては、地对財特法は既に終結をしております。そして、今後事業はやるのかという問いかけにつきまして、理事者ははっきり続けてやるというふうに答弁をしております。けれども、この事業を続けてやるというものの、財源の問題であるとか、工事の計画などについての方針は全く示されていないということを指摘しておきたいと思えます。

そしてまた、小中学校の「なかま」という副読本がございます。特定の団体が発行しているものを、全額公費で全生徒に配布されるという、教科書と同じような扱いになっているという特別な扱いがあることに、不透明さがあり、理解が出来ないということをおし上げておきます。

また、特定の団体が行う集會に、町の職員を県の集會で45名も公費で派遣をしている。さらには、その大会の上部の集會があつて、全国大会にもさらに2名公費で派遣をしているという問題につきましては、これは少し異常である。本来職員の皆さんが、そういったさまざまな集會に参加されるのはご本人の自由ですし、何に参加されようが私たちは何も言うこともないと思うんですが、ただ45名もの職員を公費で派遣するということにつきましては、私はやはりこの点については申し上げておきたいというふうに思っております。

また、J R 法隆寺駅の橋上化の基本設計に、15年度では3,300万円が計上されておりました。この時にも、J R 側は意見はおっしゃられますけど、この時お金は出さない、お金は出ていないという状況の中、私は町に対しまして、サービスの切り捨てをさらにJ R がする、法隆寺駅の北口の駅員の無配置時間を延長して昼間に駅員さんがいないという状態をつくった、このことについて、今後駅の橋上化で協議をする中でJ R とこのことについてはしっかりと協議をしてほしい、その無配置時間の拡大については是正をしてほしいという要望をしておりましたけれども、それもうまくいかなかったということで、私たちは、交通バリアフリー法制定後に段差のあるあの駅の北口で残念な結果になったということを非常に悔やんでおりました。

また、J R 法隆寺駅の問題につきまして、今後ですが、公共交通機関の利用者については、斑鳩町の住民だけが利用するというものではなく、不特定多数の方が利用するという性格上、公共交通機関自身の責任の追及と、国民、県民というレベルで不特定多数の方々をとらえ、国や県からの補助についてもさらなる追及をしていっていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

また、小中一貫教育の研究につきましては、色々な意見があったと思いますが、15年度では、行き先も決まらないまま視察に行くということで補正予算を組まれたという状況があったと思えます。今後は、補正予算を組む場合、やはりきちっとした目的を持って計画を示して上程をしていただきたいということを思っております。

また、町立図書館と学校図書室のネットワークにつきましては、パソコンの導入、インターネットの活用、こういったものと並行して、私は子どもたちにとって活字離れがさらに進む。そんな中、非常に重要な要素を持つ問題というふうに認識を持って町へ色々な意見を申し上げてまいりましたが、非常に消極的な答弁しかいただけず、取り組んでいないという状況があるということを申し上げておきたいと思えます。

また、国民健康保険の保険証の改善なども以前から取り上げ申し上げてまいりましたが、3世代、4世代同居などの中で、家族の多い家や持病のある方など非常に不便な状況があることなども、今も、現在も言い続けていますが、余りにも消極的な回答しかされていないことも指摘をしておきたいと思えます。

そして、自治会を含む各種団体への補助金を出す場合、すべてにおいて同じ手順、基準を徹底し、町民から疑問が出ないよう信頼される行政となるよう、さらなる努力が求められているということも付け加えさせていただきたいと思えます。

そしてまた、今後の要望といたしましては、支援費制度、障害者ご本人、ご家族が理解出来る説明、そしてまた利用者本位のサービス、提供が出来るように、町としても努力をしていただきたい。

また、介護保険制度につきましては、現在国で見直しの議論がされております。保険者として、国や県に対して要求すべき点については要求をしていただきたいと思いますということもお願いをしておきたいと思っております。

また、メンタルヘルスについて、予算の段階でも私は申し上げてきたと思うんですけども、これは小さな子どもさんからお年寄りまで今非常に重要な問題であるというふうに考えております。今後、こういったメンタルヘルスの問題についても力を入れていただきたいと思います。

また、アナログからデジタルへの電波の周波数変更に伴う、特に家電のリサイクルにつきましてはの対策、こういったものには今後も積極的に早くから取り組んでいただきたいと思いますということをお願いをしたいと思っております。

また、合併協議会で、規約にある、是非の議論のないまま合併協議会が終了されたことには非常に重大さが残るというふうに考えておりますが、今後は住民説明会で住民にわかりやすい資料での説明、質問への回答、情報の公開を積極的に行われた上で住民投票となるよう要望しておきたいと思っております。

そして、最後に、他の議員より、現在係争中の問題があることから、公金の支出に疑義がある旨をつけ加えさせていただきます。

また、今後は、時代の変化に敏感に対応し、地方自治の主役である住民との関係では、情報公開、説明責任などの徹底と情報の啓発に特段の配慮がなされるよう、厳しい財政の中で、緊急性、必要性、将来性の高いものを精査し、住民の福祉向上にさらに努められるよう要望をいたしまして私の反対討論とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） それでは、認定第4号、平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

大変厳しい財政環境ではありますが、第3次斑鳩町総合計画の実現に向け、本町が直面する課題への対応と重点施策の着実な推進に積極的に取り組んでこられました。

その主な取り組みにつきまして述べますと、ハード面では、懸案でありましたJR法隆寺駅橋上駅舎への取り組みをはじめとして、史跡中宮寺跡史跡用地の公有化への着手、都市計画道路法隆寺線、法隆寺・藤ノ木線の整備などに積極的に対応されております。

そして、ソフト面におきましても、24時間緊急センターによる緊急通報受診システムの構築、福祉サービス現況調査の実施、ブックスタートの実施、郵便局を活用した住民窓口の充実などの新規事業にも積極的に取り組まれております。

これら取り組みを見ますと、今日の厳しい財政環境の中ではありますが、住民の要請に応じて、住民福祉の向上を図るため、諸施策の推進に真剣に取り組まれてきたものと考えます。

最後に、厳しい経済情勢の中ではありますが、健全で安定的な財政運営を第一に、引き続き諸施策の推進に真剣に取り組まれると共に、決算審査意見書及び決算審査特別委員会での各委員が厳しく指摘した内容については真摯に受け止め、今後の施策に活かされることを強くお願いし、町行政の一層の努力をお願いし、私の賛成意見といたします。議員皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案どおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 起立多数であります。よって認定第4号については、賛成多数で認定されました。

続いて、認定第5号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって認定第5号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、認定第6号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第9号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって認定第9号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第10号 町道認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって認定第10号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって報告第9号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって報告第10号については、満場一致で了承いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第5号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程2、発議第6号 郵政民営化に関する意見書について、追加日程3、陳情第3号 「陳情書」について、追加日程4、要請第4号 「抗議・要請文」についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第5号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程2、発議第6号 郵政民営化に関する意見書について、追加日程3、陳情第3号 「陳情書」について、追加日程4、要請第4号 「抗議・要請文」についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第5号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例について、提案議員を代表いたしまして、松田正が提案をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに議案書を朗読いたします。

発議第5号

斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する
条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年9月22日提出

議会議員

飯 高 昭 二

西 谷 剛 周

三 木 誓 士

木 澤 正 男

里 川 宜志子

松 田 正

なお、条例改正の要旨が別紙に記載をいたしておりますとおりでございますが、その要旨といたしまして、1つには、永住外国人について住民投票権を付与することの規定を追加するということ、2つには、前項に規定する「永住外国人」についての定義を明示する条文を追加するという2点であります。

改正条文の内容及び新旧対照表は、別紙に添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思っております。朗読については省略いたします。

それでは、提案趣旨について申し述べて、条例改正について議員各位のご賛同を得たいと願うものであります。

斑鳩町議会は、6月定例会で、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例案を、市町村合併調査研究特別委員会の委員長提案により満場一致で可決成立をいたしました。この住民投票条例案は、特別委員会の中に、住民投票検討小委員会を設置して議論を尽くしてきたが、投票資格者の年齢を、18歳とするか20歳とするか、永住外国人を含めるか否かについて議論が分かれていますので、特別委員会での判断を得たいということになり、特別委員会では、採決の結果、賛成多数で20歳以上、日本国籍を有する者を対象とするということに決しました。

市町村合併調査研究特別委員会の構成が、議長を除く全議員となっていることから、その結論を尊重し、あえて本会議では、投票条例の成立に異議を求め、賛否の討論をせずに全議員の賛成によって可決されました。このことの是非については、今後検証していく必要があると思っております。

このような経緯に基づき成立した斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する

る条例について、在日本大韓民国民団県地方本部をはじめとする団体から、永住外国人の投票権を除外したことに、抗議、条例改正を求める陳情書などが町議会に提出されるにいたりました。

信頼される議会、開かれた議会を目指している議会といたしまして、この事態を真摯に受け止め、市町村合併調査研究特別委員会で率直な意見論議を交わし、討論を深めてまいりました。しかし、審議は合意を得ないままに打ち切られました。とは言え、討論を深めることによって、合併の是非を問う住民投票で、永住外国人を資格対象者に加えることは、何ら憲法に違反するものではないということや、参政権とこの種の住民投票のあり方を区別して考えるべきだなどということが理解され、認識されたのも事実だと思います。住民としての権利は、永住外国人にも認められており、全住民にかかわる合併問題を問う住民投票権を認めることは、極めて常識的な対応であると考えます。

7町合併に関する住民説明会が、10月2日から11月13日の12日間開催される予定になっており、その際に、住民投票の実施についても決定されることになっていきます。ことなどを考慮する時、住民投票条例をめぐる取り扱いは、時間的に余裕がありません。少なくとも9月議会中に対応措置を講ずるべきであると考えました。

そこで、住民投票条例の第5条の投票資格者に、永住外国人を含めるための諸規定、別紙のとおり追加するように求め、9月議会最終日にはありますが、あえて改正案を提出することにいたしました。議員各位の良識と冷静な判断によって、この条例案が可決されることを心から願い提案するものであります。終わります。

○議長（浅井正八君） 本案については、これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ただいま議題となっております発議第5号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で意見を申し上げます。

条例改正案の提案説明でも申されているとおり、陳情書などの提出により、討議を深めることによって、合併の是非を問う住民投票で永住外国人を資格対象者に加えることは、何ら憲法に違反するものではないということや、参政権とこの種の住民投票のあり方は区別して考えるべきだなどということが理解され、認識されてきたことも事実です。

ただ、この条例が、さきの6月議会で、本条例につきましては、市町村合併調査研究

特別委員会において終始熱心にご審議をいただき、取りまとめをいただいたものであり、議員皆様のご理解とご賛同をいただきますようにとの提案説明を受けて、全員起立により満場一致で可決成立した条例です。

さらに、執行機関である町としても、地方自治法第176条に規定されている再議に付する必要がないと太鼓判を押してある信頼される議会の議員提案による条例であります。

また、住民としての権利、義務は、永住外国人にも認められており、全住民にかかわる合併問題を問う住民投票権を認めることは、極めて常識的な対応であると考えられることも事実だと思います。

ただ、この条例が現在審議中であり、その中での意見や提案、または修正動議の要旨等であればそのように考えることもあり得るかもしれませんが、3カ月前にそれらのことも議論した上で、全議員で議決し、執行機関の町も、何ら違法性も瑕疵もないと太鼓判を押した条例に基づき、その執行に必要な補正予算を、先ほど満場一致で可決したこの議会で条例改正を議員提案することは、極めて非常識な対応であると同時に、議員としての信念と見識の欠如であります。

とりわけ、陳情書等を審議した特別委員会で、私も陳情書を読ませていただきまして、当然こういうものが来るだろうと想像はしていましたと。私たちの先輩議員が、開かれた斑鳩議会ということで、1995年12月議会で、永住外国人の地方参政権付与に関する意見書を国に提出しているわけです。先輩議員の方がこういうことも既に出していて、地方の参政権まで認めていっているわけです。それに対して、こういう逆行するような住民投票についての参政権が出ないということは、はなはだ疑問に思っておりますという、全く意味不明の無責任な発言をしている議員や、一般質問で人種差別という言葉を使い、人種差別は悪であるという誰にも反論出来ない普遍的な問題を持ち出してきて、いかにも6月に制定された条例を、そしてその条例の賛同者を悪者扱いにする卑怯な議員が、この提出者に加わっている改正案には、決して賛同出来るものではありません。

ネットのニュースで、斑鳩町の投票権の条件について団体から抗議が出ていることを知り、メールを差し上げました。住民投票に関する条例を拝見しましたが、どこが差別、時代に逆行なのかわかりませんと、9月13日にも、議会事務局あてのメールもいただいております。

また、4月14日の市町村合併調査研究特別委員会で、私は、議員提案で条例を制定しようとする住民投票条例ですので、その点は色々考慮しなくてはいけないのではないかと考えています。といいますのは、あくまでもこれは住民から要望があつての住民投票条例を制定してくださいという、そういう形の議論であれば、それは若い人らも永住外国人の人も加えていくべきじゃないかなと。いやしくも議員提案ですので、それらについてはきちっとけじめをつけて、やはり日本国籍を持っている20歳以上の成人ということで決めていくのが妥当であると、このように発言しております。

このことから、私は、人種差別によって永住外国人を除外したのでは決してありません。また、6月議会で賛同した議員も同じだったと、そのように認識しております。ただ1人、人種差別のある条例と一般質問で公言されたことには、大変驚き、残念に思います。なぜなら、その議員は、人種差別があると認識しながら6月議会にはこの条例に賛同されたからです。

また、同じく4月15日の特別委員会で木田議員は、住民投票に永住外国人を参加させるというような案なんです、それによって普通の選挙にも参加させようというような、そういうのが出てくるおそれが私は多いなと。今までから、色んなところで、外国人にも投票参加資格を与えよとか、色んな報道をされております。だから、選挙権を有する日本国民という、それははっきり明記してもらいたいと発言されております。

今、提案説明では、参政権とこの種の住民投票のあり方は区別して考えるべきとの認識の上での条例改正、提案ということは、私も理解しておりますが、この陳情書第3号及び要請第4号からは、その内容からして、残念ながら参政権と区別して考えることは不可能です。むしろ、4月15日の特別委員会で木田議員が危惧されたとおりのことであり、この条例改正案には反対せざるを得ないものです。

この議案の提出者は、6月議会開会中の特別委員会で採決の際、永住外国人を含めると意思表示された6名の方です。その後の本会議で賛同し、何ら状況が変わっていないのに、改正を発議されるのは私としては全く理解出来ない行動ではありますが、その特別委員会で含めないと意思表示された9名の議員のためにも、斑鳩町議会の権威と良識のためにも、また執行機関の斑鳩町の名誉のためにも、この条例改正案は受けることは出来ません。

最後に、議長や市町村合併調査研究特別委員長も参加されている鳩友会の会長から、条例改正案が提出されたら反対討論を頼むとの要請が先日私にあったことを申し添え、

この議案への反対意見といたします。議員皆様の良識と、毅然とした対応をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（浅井正八君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） それでは、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場より意見を述べさせていただきます。

去る7月30日、在日本大韓民国民団奈良県地方本部より町議会に陳情書が提出されました。その趣旨は、永住外国人の投票権を排除したことに抗議し、条例の改正を求めるとのことです。ご存じのように、全国初の永住外国人に住民投票権を与えた滋賀県米原町では、町長の発案により、永住外国人に住民投票権を付与する条例が成立した。

町長の条例提案理由の中で、合併問題は、町民と共に考え、よりよい選択をすることが重要。また、難しい議論のある地方参政権とは違い、住民とは何かの視点から導入を判断したと述べられている。住民投票は、住民と共にまちの将来を考える中で、住民の誰もが平等に参加出来る可能性を引き出すきっかけとなり、地方分権を実現するための大きな流れになったと考えられる。現に、140近くの自治体が賛同し、永住外国人の投票権を認めている。

このような流れの中で、残念ながら、斑鳩町は6月定例会で、住民投票に関する条例の採決の結果、永住外国人の住民投票権を認めないとの結論に至った。しかし、斑鳩町の住民投票条例の第1条に、町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすること、第2条以降に、住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならないと記載。この条項は、住民投票の最も基本的な事項であり、住民を主体とするより多くの住民の方の自由な意思を反映させていくことが住民投票の目的であります。

また、憲法はもとより、法律や政令、あるいは都道府県の条例に抵触することがないことから、永住外国人の住民投票権が付与されるのは当然のことと言える。したがって、住民投票から除外される理由はどこにもないと考える。

次に、陳情書にも明記されているように、地方自治法第10条には、住民の概念が明確に規定されている。住民としての権利義務は、地方自治法第10条に基づき、永住外国人にも認められ、地域で暮らす日本国民と同様、住民投票権の権利を認めることは、常識的な判断と考える。したがって、条例の一部改正は当然であると認識する。

以上、陳情書における私の見解であり、陳情の趣旨は妥当であると考えます。

また、このほか、8月6日に、多文化共生フォーラム奈良から抗議・要請文が、続い

て9月1日にも奈良在日外国人保護者の会より抗議文が提出されている。いずれも住民投票条例の改正を求める抗議文であり、趣旨の内容も詳細にわたり陳情書と同様主張されているとおりでであると考え。

したがって、以上のような理由により、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例について、私の賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

最後に、今回住民投票に関する条例について多くの皆様にご心配をおかけいたしましたことにおわびを申し上げると共に、住民投票条例に一石を投じてくださった関係者の方には感謝を申し上げまして、私の賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本件については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 起立多数であります。よって追加日程1、発議第5号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、追加日程2、発議第6号 郵政民営化に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 発議第6号について提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第6号

郵政民営化に関する意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年9月22日提出

議会議員

松 田 正

森 河 昌 之

小 野 隆 雄

坂 口 徹
嶋 田 善 行

本意見書は、さきの総務常任委員長報告で詳しく説明をしていただきましたので、意見書の朗読をもちまして提案説明にかえさせていただきます。

郵政民営化に関する意見書

政府の経済財政諮問会議は、昨年10月、郵政三事業の民営化を検討する際の指針として、「活性化原則」「整合性原則」など五つの基本原則を決定するとともに、郵政民営化問題について連絡協議会を設置し、4月26日中間報告を発表、秋ごろに最終報告を策定するという具体的なスケジュールを決定、さらに政府は、来年の国会に法案を提出し、郵政三事業の民営化を実現したいとしている。

しかしながら、我が国の郵政事業は、全国で約2万4,700ヶ所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、都市部を始め山間僻地や過疎地にまで広く公平なサービスを提供するとともに、住民票・印鑑証明書の交付等、行政のワンストップサービスの取り扱いを行っている郵便局もあるなど、住民生活の利便の向上と地域社会の発展に大きく寄与しているところであり、これらの事業は利益を追求する民間事業者には到底なじまないものであります。

よって、国におかれては、今後の郵政事業の展開を検討するにあたっては、郵政事業が地域において果たしている公共的・社会的役割の重要性にかんがみ、これからも地域の要請にこたえるサービスの充実と利便性の確保、とりわけ利用者の立場に立った最善の方策の選択など、諸機能を十分に発揮できる方向で検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月22日

奈良県斑鳩町議会

どうか皆様方のご賛同をよろしく願います。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって追加日程2、発議第6号 郵政民営化に関する意見書については、満場一致で可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

なお、ただいまの発議第6号の可決により、請願第1号 郵政事業の民営化に反対を求める決議の意見書提出に関する請願は、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程3、陳情第3号 「陳情書」についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第3号 「陳情書」については、さきの発議第5号の可決により採択されたものとみなします。

続いて、追加日程4、要請第4号 「抗議・要請文」についてを議題といたします。

ただいま議題となっています要請第4号 「抗議・要請文」については、同じくさきの発議第5号の可決により採択されたものとみなします。

続いて、日程6、各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から、常任委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程7、議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程8、都市基盤整備特別委員会の先進地視察についてを議題といたします。

都市基盤整備特別委員長から、委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定によ

り、お手元に配付いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって都市基盤整備特別委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程9、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願い申し上げます。

続いて、日程10、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月1日に、平成16年第4回町議会定例会を招集し、平成15年度一般会計、各特別会計決算認定を含め31議案を提出させていただいたところ、終始ご熱心にご審議をいただいた結果、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜り、心より深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。決算審査やそれぞれの議案において、ご審議いただいた中でのご意見等や一般質問で賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に正しく反映させてまいりたいと考えております。どうか議員皆様方には、引き続きよろしくご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年度もはや半ばとなり、本年度計画いたしました事務事業も順調に執行させていただいており、行政の円滑な推進のため賜りましたご意見を十分踏まえ、職員共々精一杯努力してまいる所存でありますので、議員皆様方においては、引き続きよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

今年は、9月の中旬を過ぎましても真夏日が続いておりますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） これをもって、平成16年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時32分 閉会）